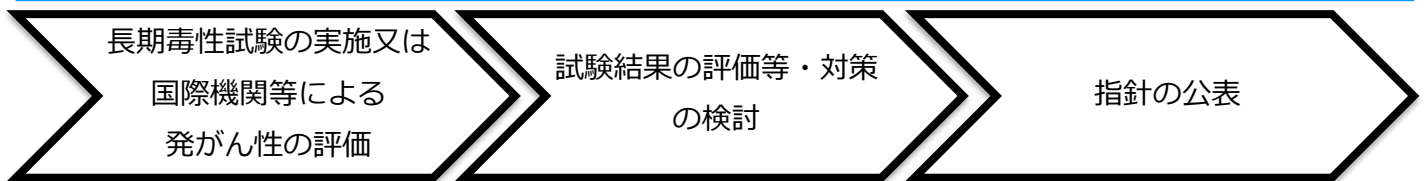


労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく「労働者の健康障害を防止するための指針」について

<指針の対象物質>

- 下表にある40物質およびこれらを重量の1%を超えて含有する物（以下「対象物質等」という。）が指針の対象です。
- これらの物質は、長期毒性試験の結果、ほ乳動物にがんを生じさせることが判明したもの、または国際機関などで発がんのおそれがあるとされているものです。労働者がこれらの物質に長期間ばく露した場合、がんを生じる可能性が否定できないことから、指針の対象としています。

指針公表までの流れ



指針の対象物質

	物質名	CAS No.	ラベル表示 ・SDS交付 ^{※1}
1	アクリル酸メチル	96-33-3	6
2	アクロレイン	107-02-8	8
3	2-アミノ-4-クロロフェノール	95-85-2	努力義務
4	アントラセン	120-12-7	努力義務
5	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	556-52-5	90
6	エチルベンゼン	100-41-4	70
7	塩化アリル	107-05-1	95
8	オルト-フェニレンジアミン及びその塩	95-54-5ほか	472 ^{※2}
9	キノリン及びその塩	91-22-5ほか	努力義務
10	1-クロロ-2-ニトロベンゼン	88-73-3	努力義務
11	クロロホルム	67-66-3	160
12	酢酸ビニル	108-05-4	180
13	四塩化炭素	56-23-5	226
14	1, 4-ジオキサン	123-91-1	227
15	1, 2-ジクロロエタン	107-06-2	240 ^{※3}
16	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	89-61-2	努力義務

指針の対象物質 (つづき)

	物質名	CAS No.	ラベル表示 ・SDS交付※ ¹
17	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	611-06-3	努力義務
18	1, 2-ジクロロプロパン	78-87-5	254
19	ジクロロメタン	75-09-2	257
20	N,N-ジメチルアセトアミド	127-19-5	284
21	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト	62-73-7	291
22	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	299
23	スチレン	100-42-5	323
24	4-ターシャリ-ブチルカテコール	98-29-3	努力義務
25	多層カーボンナノチューブ (がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。)	-	努力義務
26	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	79-34-5	357
27	テトラクロロエチレン	127-18-4	359
28	1, 1, 1-トリクロロエタン	71-55-6	383
29	トリクロロエチレン	79-01-6	384
30	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピル エーテル	2426-08-6	435
31	パラ-ジクロロベンゼン	106-46-7	441
32	パラ-ニトロアニソール	100-17-4	努力義務
33	パラ-ニトロクロロベンゼン	100-00-5	445
34	ヒドラジン及びその塩、ヒドラジーン-水和物	302-01-2、7803-57-8他	459・460※ ⁴
35	ビフェニル	92-52-4	465
36	2-ブテナール	123-73-9、4170-30-3及び 15798-64-8	488
37	1-ブロモ-3-クロロプロパン	109-70-6	努力義務
38	1-ブロモブタン	109-65-9	努力義務
39	メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル	106-91-2	努力義務
40	メチルイソブチルケトン	108-10-1	569

※1 労働安全衛生法に基づくラベル表示（第57条）・SDS交付（第57条の2）の義務物質については、労働安全衛生法施行令別表第9の番号を記載

※2 他の異性体も含む「フェニレンジアミン」として（フェニレンジアミンの塩は努力義務）

※3 他の異性体も含む「ジクロロエタン」として

※4 459番「ヒドラジン」・460番「ヒドラジーン-水和物」（ヒドラジンの塩は努力義務）

指針に定める措置の内容

1 対象物質へのばく露を低減させるための措置

対象物質等を製造・取り扱う業務については、次の措置を講じてください。

- 1 事業場における対象物質等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様を考え、必要に応じ、危険性や有害性を調査し、作業環境管理、作業管理を行ってください。
 - ✓ 作業環境管理
 - ① 使用条件などの変更 ② 作業工程の改善 ③ 設備の密閉化
 - ④ 局所排気装置などの設置
 - ✓ 作業管理
 - ① 作業を指揮する者の選任
 - ② 労働者が対象物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢、作業方法の選択
 - ③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋など保護具の使用
 - ④ 対象物質にばく露される時間の短縮
- 2 上記1により、ばく露を低減するための装置を設置した場合、次のような管理を行ってください。
 - ✓ 局所排気装置などは、作業が行われている間、適正に稼働させること
 - ✓ 局所排気装置などは、定期的に保守点検を行うこと
 - ✓ 対象物質を作業場外へ排出する場合は、その物質を含有する排気、排液による事業場の汚染を防止すること
- 3 保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常に有効に機能するようにするとともに、清潔にしてください。
また、労働者に送気マスクを使用させたときは、清浄な空気の取り入れが可能となるよう吸気口の位置を選定し、有害な空気を吸入しないようにしてください。
- 4 次の基準を定め、それに基づき作業をさせてください。
 - ✓ 設備、装置などの操作、調整と点検
 - ✓ 異常な事態が発生した場合の応急措置
 - ✓ 保護具の使用

2 作業環境測定

対象物質等を製造・取り扱う業務については、次の措置を講じてください。

- 1 屋内作業場では、空気中の対象物質の濃度を定期的に測定してください。測定は6ヶ月以内ごとに1回実施するよう努めてください。なお、測定は、作業環境測定士が実施することが望ましいです。
- 2 作業環境測定（アクロレイン、2-アミノ-4-クロロフェノール、アントラセン、キノリン及びその塩、1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン、1-ブロモブタンの作業環境測定を除く。）を行ったときは、測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程、作業方法の点検を行ってください。また、点検結果に基づき、必要に応じて使用条件などの変更、作業工程や作業方法の改善など作業環境改善のための措置を講じるとともに、呼吸用保護具の着用など労働者の健康障害を予防するために必要な措置を講じてください。
- 3 作業環境測定の結果の記録、評価の記録は、30年間保存するよう努めてください。

3 労働衛生教育

対象物質等を製造・取り扱う業務に従事している労働者に対しては速やかに、また、この業務に従事させることとなった労働者に対しては従事させる前に、次の事項について教育を行ってください。

- 1 対象物質の性状と有害性
- 2 対象物質等を使用する業務
- 3 対象物質による健康障害と予防方法、応急措置
- 4 局所排気装置などの対象物質へのばく露を低減するための設備とそれらの保守、点検の方法
- 5 作業環境の状態の把握
- 6 保護具の種類、性能、使用方法、保守管理
- 7 関係法令

また、労働衛生教育の時間は4.5時間以上としてください。

4 労働者の把握

対象物質等を製造・取り扱う業務に常時従事する労働者について、1ヶ月を超えない期間ごとに次の事項を記録してください。

- 1 労働者の氏名
- 2 従事した業務の概要と業務に従事した期間
- 3 対象物質によって著しく汚染される事態が起きたときは、その概要と講じた応急措置の概要

また、これらの記録は記録した日から**30年間保存**するよう努めてください。

5 ラベル表示・SDS交付

労働安全衛生法（第57条、第57条の2、第101条第4項）、労働安全衛生規則（第24条の14、第24条の15）、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」の規定に基づき、次の措置を講じてください。

- 1 対象物質等を譲渡、提供する場合
 - ✓ ラベル表示（容器や包装への名称、危険有害性などの表示）
 - ✓ 安全データシート（SDS）の交付（名称・危険有害性などの通知）
- 2 対象物質等の名称・危険有害性などを通知された場合
 - ✓ 通知された事項の労働者への周知
- 3 対象物質等を労働者※に取り扱わせる場合
 - ✓ 容器や包装へのラベル表示、SDSの作成
 - ✓ SDSの記載事項の労働者への周知

※対象物質等を製造・輸入する事業者の労働者を含む。

物質ごとの適用範囲

有機溶剤中毒予防規則（有機則）、特定化学物質障害予防規則（特化則）による規制の対象にもなっている物質について、指針と各規則の関係は以下のとおりです。

○N, N-ジメチルホルムアミド及び1, 1, 1-トリクロロエタン

単一成分の含有量	単一成分の含有量とこれら2物質以外の有機溶剤（有機則第1条第1号に定めるものをいう。以下同じ）の含有量	有機溶剤業務（※有機則第1条第6号イ～フ）	有機溶剤業務以外の業務
1%超	5%超	有機則対象	指針対象
	5%以下		
1%以下	5%超	有機則対象	—
	5%以下	—	—

○パラ-ニトロクロロベンゼン

含有量	製造・取扱い業務
5%超	特化則対象
1%超	指針対象
1%以下	—

○ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト

含有量	成形、加工または包装の業務	成形、加工または包装の業務以外の業務
1%超え	特化則対象	指針対象
1%以下	—	—

○クロロホルムほか9物質※1、エチルベンゼンおよび1,2-ジクロロプロパン（特別有機溶剤）

単一成分の含有量	特別有機溶剤または有機溶剤の含有量の合計	特別有機溶剤業務（※2）	特別有機溶剤業務以外の業務
1%超	5%超	特化則対象	指針対象
	5%以下		
1%以下	5%超	一部有機則対象	—
	5%以下	—	—

※1 クロロホルムほか9物質とは、クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトンを指します。

※2 特別有機溶剤業務とは、「クロロホルムほか9物質」「クロロホルムほか9物質の含有物」を用いて屋内作業場等において行う有機溶剤業務、エチルベンゼン塗装業務および1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務をいいます。（→特化則第2条の2第1号）